

平成 2 1 年 度

福島県消費生活審議会議事録

平成 2 1 年 7 月 2 9 日開催

福島県消費生活審議会

1 日 時 平成21年7月29日(水) 午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 福島県自治会館1階 福島県消費生活センター研修室

3 出席者 委員11名、事務局8名  
消費生活審議会委員名簿

	氏 名	職業・役職等	備考
学 識 経 験 者	菅野 昭弘	弁護士	欠席
	鈴木 里子	郡山女子大学教授	
	高瀬 雅男	福島大学教授	会長
	千葉 和彦	弁護士	欠席
	新田 直樹	司法書士	
	渡邊 哲	福島学院大学准教授	
消 費 者	伊丹 節子	財団法人福島県婦人団体連合会理事	欠席
	加藤 幸枝	(公募委員)	
	菊地 千津子	(公募委員)	
	舟木 やよい	福島県生活協同組合連合会理事	
	村野井 ヨシ子	福島県消費者団体連絡協議会理事	
事 業 者	追分 富子	福島県商工会議所女性会副会長	
	加藤 雅実	日本チェーンストア協会東北支部事務局長	欠席
	中野 竹治	福島県生活衛生同業組合連合会会長	欠席
	根本 佳夫	福島県商工会連合会専務理事	
	宝槻 直志	全国農業協同組合連合会福島県本部副本部長	

#### 4 議 題

- (1) 本県の消費者行政の概要について
- (2) 最近の消費者行政をめぐる状況について
- (3) 消費生活センターの改修について

#### 5 概 要

##### (1) 開 会

定刻(13時30分)となり、委員総数16名中11名の出席により、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第25条第3項に定める定足数を充たしているため審議会が成立していることを確認し、大津主任主査が開会を宣言した。

##### (2) あいさつ

[村田生活環境部長]

- ・ 本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、また、足もとの悪い中、御出席をい

ただきお礼申し上げます。

- また、日ごろ消費者行政をはじめ、環境保全や交通安全など、本県の生活環境行政に御協力を賜り、併せて厚くお礼申し上げます。
- 御承知のとおり、消費者庁がこの秋に創設されることとなったが、国においては、これと併せて、地方の消費者行政の充実が不可欠であるとの認識から、今後3年程度を目途に地方消費者行政を集中的に強化していこうという方針が示されている。
- このため、県としては、この期間に、国の支援制度を活用しながら、消費者行政の充実強化を図っていくこととしている。
- 今年度は、相談員を2名増員するとともに、夜間・日曜の相談業務など、新たな取り組みを開始したところである。
- さらに、住民に最も身近な、市町村の消費者行政活性化の取り組みに対しても、財政的・技術的な支援を強化していきたいと考えている。委員の皆様には今後とも消費者行政の充実強化に御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 本日の審議会では、本県の消費者行政の概要として、昨年度の実績を中心に報告するとともに、最近の消費者行政をめぐる状況や、消費生活センターの展示室の改修について、御協議いただくこととしているので、委員の皆様には、それぞれの立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げて、あいさつとする。

<高瀬委員が議長席に移動>

(3) 議事録署名人の選出

[高瀬議長]

- 議事録署名人については、議長指名でよろしいか。

<委員全員異議なしの声>

[高瀬会長]

- 議事録署名人を、新田直樹委員と鈴木里子委員にお願いする。

<新田委員、鈴木委員ともに了解の旨回答>

(4) 議 事

[高瀬会長]

- まず、議題の(1)「本県の消費者行政の概要について」、事務局より説明をお願いする。

<稲村消費生活課長から資料1に基づき説明>

[高瀬会長]

- 只今の事務局の説明について、質問・意見等があれば御発言願いたい。

[渡邊委員]

- ・ 資料1の3ページの(8)消費者の声反映事業について、消費者の声の反映に関しては、具体的にどのような方法で反映されているか、説明願いたい。

[稲村消費生活課長]

- ・ 消費者の声反映事業は昨年度まで実施していたもので、福島県消費者団体連絡協議会に事業を委託していた。消費者へのアンケート事業などを実施して、その結果等を県に報告してもらっていた。これにより消費者の声なり、消費者の現状などを把握していた。
- ・ この事業については衣替えをして、今年度からは、消費者団体の方にお集まりいただき直接お話をいただく意見交換会という形にした。
- ・ 委託料としても、金額的に限られていて毎年減らさざるを得ない状況にあったので、今度は基金の事業として意見交換会を開催し、県内3方部(会津・中通り・浜通り)で消費者団体の方にお集まりいただき意見交換・情報交換を行い、要望等をお聞きするようになったところである。

[渡邊委員]

- ・ 消費者の声の反映は、消費者の権利の4つの柱の1つを担う重要な要素なので、充実していただきたい。

[宝槻委員]

- ・ 事業が多岐多様にわたっているが、消費者行政の目玉は資料1の3ページの(6)・(7)あたりかと思っている。そのような理解でよいか。
- ・ 資料1の5ページ3(1)表示適正化事業について、20年度実績表示違反18件と説明があったが、摘発されるのは内部告発が多いとは思いますが、その辺の分析がわかれば教えてほしい。

[稲村消費生活課長]

- ・ 御指摘のとおり、資料1の3ページの(6)・(7)が今年度の消費者行政の中心となっている。  
消費者庁の創設とともに地方の消費者行政を活性化するとされていることから、本県でも、国からの交付金を受けて、約3億円の基金を2月の補正で造成した。その中で、県自らの相談体制の強化、市町村の相談窓口の設置・強化への取り組みへの支援等を行っていくこととしている。
- ・ 景品表示法については、消費者の方々等外部からの情報も多い。今のところは、内部よりも外部からの指摘の方が多い。

[高瀬会長]

- ・ 消費者行政の規制行政ということで、県にはいろいろ権限があるが、従来は行使されない状態が続いていた。しかし、ここ2・3年は積極的に行使するようになってきて、非常にいいことだと思う。せつかくある権限なので、県民の生活を守るために引き続き積極的に行使していただきたい。
- ・ 条例の緊急被害防止措置も、作ったけれどもなかなか発動されたことがなかった

が、それが初適用されたということで、必要な場合は、条例の権限も行使していただきたい。

- ・ 景品表示法違反案件18件は、指示を行ったのか行政指導ですまされたのか。
- ・ 家庭用品品質表示法や電気用品安全法等に係る立入検査について、最近輸入製品が増えているが、実際検査を行ってみて、法定の表示はなされているか、そのあたりの実態はどうなっているか。

[稲村消費生活課長]

- ・ 景品表示法違反案件18件のうち、指示が1件、その他は口頭又は文書による注意である。
- ・ 家庭用品品質表示法や電気用品安全法等については、それほど多くはない。

[舟木委員]

- ・ 資料1の3ページ(6)に「機能強化に向け新たな取組みを行おうとする市町村に対し、支援を行う」とあるが、「新たな取組み」とはどんな取組みを指すのか。

[稲村消費生活課長]

- ・ 議題(2)で改めて説明することになるが、とりあえず説明する。新たな取組みというのは市町村の消費者行政を充実強化するというので、センター・相談窓口の設置や、これまでやっていなかった啓発などまさしく「新たに取り組む」事業である。

[根本委員]

- ・ 資料1の3ページ、基金について、先ほど3億円を積んだという説明があったが、平成21年度計画の積み増し分を含めて3億円なのか。
- ・ 基金の管理・運用の期間は何年間で行うのか。

[稲村消費生活課長]

- ・ 基金は、正確には2億9,598万円であるが、これは平成20年度の補正でとったものである。平成21年度計画の積み増しについては、国の平成21年度の1次補正で予算化されているので、これを受けることになるが、額についてはこれから決まる。
- ・ 基金の管理・運用は、平成21年度から3年間という期限付きである。

[新田委員]

- ・ 副読本「CONSUMER'S EYE 消費者の眼」はすばらしい出来でわかりやすい。高校生の法律教室でも利用している。これは全生徒に配られているのか。既に配布済か。

[稲村消費生活課長]

- ・ 昨年度分については配布済である。今年度分はこれから作成する。基本的には高校2年生に向けて配布している。全学年ではなく、毎年1つの学年に配布し、最終的には全員に配布されるようにしている。

〔高瀬会長〕

- ・ 是非いろいろなところで活用してほしい。

〔加藤委員〕

- ・ 食の安全体験ツアーの実施について新聞では見たが、新聞告知以外の方法ではPRしているのか。
- ・ 食品表示ウォッチャーからの情報提供により、指導等をした実績はあるか。
- ・ 資料1の18ページ表9の「具」とは何か。意味がわからない。

〔稲村消費生活課長〕

- ・ 全戸配布の「夢だより」7月号で食の特集を組んでおり、そこでも広報させてもらった。
- ・ 農林水産部や農政事務所等と情報交換を行い、連携して処理している。

〔大津主任主査〕

- ・ 「具」は誤植である。「家庭用電気治療器具」の誤り。

〔渡邊委員〕

- ・ 表示の立入検査対象品目は、市のセンター等と情報交換をしているのか。

〔稲村消費生活課長〕

- ・ 本県では権限を市に移譲していない。

〔渡邊委員〕

- ・ 消費生活協同組合育成・指導事業について、消費生活協同組合は共同購買事業と組合員活動が渾然一体としている実態がある。特に冷凍ギョウザ事件などでは、組合員向けにはきちんと説明責任が果たされたようだが、一般消費者に対する説明責任は不十分だったと思っている。そういった観点から、共同購買事業と組合員活動の部分をもっと分離するような方向で育成指導していただきたい。その辺の指導状況はどうか。

〔稲村消費生活課長〕

- ・ 生協は組合員が利用するというのが基本である。員外利用は限定的にしか認められていない。私共としては、組合に対して、組合員への説明を自ら十分に行うようにという指導はしたが、員外利用との関係で委員がおっしゃるようなところまでは言っていない。

〔高瀬会長〕

- ・ 員外利用はたぶん20%ぐらい認められていると思うが、実際はもっとたくさんの方が利用していると思うので、場合によっては、消費者への説明というのにも必要になってくるかもしれない。

[高瀬会長]

- ・ 次に、議題の（２）「最近の消費者行政をめぐる状況について」、事務局より説明をお願いします。

<稲村消費生活課長から資料２に基づき説明>

[高瀬会長]

- ・ 只今の事務局の説明について、質問・意見等があれば御発言願いたい。

[鈴木委員]

- ・ 健康食品の新聞広告は、科学的な根拠、エビデンスが少ない。ある先生に言わせると８割がくずの情報だそうだ。それが何兆円の市場などと言われているとこれでもいいのかと思う。これらはどこで扱うのか。厚労省か。

[稲村消費生活課長]

- ・ 表示の基準については、消費者庁が関わることとなった。今まで縦割りだったものが、食品表示については消費者庁が中心になって取り扱っていくことになるようなので、改善に向けて動き始めたことは間違いない。

[村野井委員]

- ・ 公正取引委員会からは、だれか１人でも効くといえば審査の対象とならない、それを選ぶのは消費者であるという説明を受けた。

[高瀬委員]

- ・ それは公正取引委員会が言ったのですか。

[村野井委員]

- ・ はい。

[高瀬委員]

- ・ 景表法４条２項では、客観的証拠が出されないと違反とみなされる制度があるので、客観的資料がないと不当表示と認定すると思うが。

[村野井委員]

- ・ でも、そういう説明を受けた。

[渡邊委員]

- ・ 県内で新たに消費生活センターを設置する動きはあるか。
- ・ 消費生活センターを設置するのに基金を利用する場合、複数市町村で広域的に設置することは可能か。

[稲村消費生活課長]

- ・ 具体的な動きはない。
- ・ 可能である。基金のメニューにもある。

[追分委員]

- ・ 相談件数9, 502件は少ない。消費生活センターのPRが足りないのではないかと。

[稲村消費生活課長]

- ・ テレビスポット等引き続き周知を図る。

[渡邊委員]

- ・ センターの相談件数が減っているのは、福島市にセンターができたことも一因となっていると思う。メール相談も行っているようなので、それも相談員増の根拠として説明したらよいと思う。

[稲村消費生活課長]

- ・ メール相談もあるが、そのほか、案件が複雑になってきて1件あたりに時間がかかるようになってきている。

[加藤委員]

- ・ 相談時間を延長しただけでは不十分である。問題は24時間いつでも発生する。土日祝日関係なくやってほしい。もっと人員を増やせばできるのではないかと。

[稲村消費生活課長]

- ・ 2人増やすだけでも大変苦労した。それぞれの自治体がどんどん人員を増やすのは不可能なので、消費者庁が中心となって、24時間対応できるような共通電話番号を設けることが全国的に計画されている。

<消費生活センター展示室を委員が見学>

[高瀬会長]

- ・ 次に、議題の(3)「消費生活センターの改修について」、事務局より説明をお願いする。

<稲村消費生活課長から資料3に基づき説明>

[高瀬会長]

- ・ 只今の事務局の説明について、質問・意見等があれば御発言願いたい。

[新田委員]

- ・ 現在のビデオなどの一方的な学習環境ではまず利用しないであろう。現在の利用状況はどうか。

- ・ 学習機能を持つのなら、例えば団体や学校が来たら、30分ぐらい座って学習するようでない、置いただけではまず利用しないだろう。

[稲村消費生活課長]

- ・ ビデオの利用状況ということではないが、資料1参考資料の2ページに利用者の内訳が出ている。その他、市町村へビデオ貸し出し等も行っている。

[鈴木委員]

- ・ 昔は実験などもあってにぎやかだった。是非子供達を呼び込んで、「でんじろう」みたいな実験などをやったらにぎわうのではないか。

[稲村消費生活課長]

- ・ 努力したい。

[加藤委員]

- ・ 実験などをやる場合に、ボランティアを活用してはどうか。

[稲村消費生活課長]

- ・ 検討していきたい。

[渡邊委員]

- ・ 5感プラス1感をフルに活用できるような体験型学習施設にしてほしい。製品リコールなどで実物展示は効果的だった。

[根本委員]

- ・ 相談件数約8,500件のうち来所相談はどれくらいか。それによって整備方針も異なってくるのではないか。

[稲村消費生活課長]

- ・ 759件が来所相談。

[根本委員]

- ・ 来所相談者は、悩んだり不安を持って来所するのでその方への配慮も必要である。

[渡邊委員]

- ・ 月刊国民生活、たしかな目、消費者ハンドブック、月刊消費者など書籍による情報提供も守るべきである。

[稲村消費生活課長]

- ・ 検討する。

[舟木委員]

- ・ 消費者交流スペースは、机やいすを常置せず、ジュータン敷きで膝を交えた交流ができるようにしたらよいと思う。

[稲村消費生活課長]

- ・ 参考にさせていただきたい。

[高瀬会長]

- ・ 以上で福島県消費生活審議会を終了する。

<審議会閉会>

(閉会 15:30)